

西鎌倉住宅地自治会会則

S001-1

第1章 総則

第1条 (名 称)

本会は西鎌倉住宅地自治会と称する。

第2条 (事務所の所在)

本会の事務所は、鎌倉市西鎌倉四丁目 15 番 16 号西鎌倉自治会館内に置く。

第3条 (区 域)

本会の区域は鎌倉市西鎌倉一・二・三・四丁目とする。

第4条 (目的及び組織)

本会は、会員相互の親睦、福祉の増進、環境の整備、集会施設の維持管理を通じて、快適で居住し易い地域社会を目指して共同生活することを目的とする。

2. 前項の目的を遂行するため、本会の組織に別に定める部を置く。

第2章 会 員

第5条 (会員の資格)

第3条に定める区域内住所を有する個人は、会員となる事が出来る。

2. 区域内の法人又は組合等の団体は、賛助会員となる事が出来る。

第6条 (入 会)

本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長宛に提出しなければならない。

2. 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた有資格の個人の入会を拒んではならない。

第7条 (会 費)

会員は、総会において定めた会費を納入しなければならない。

2. 既に納入した会費は返還しない。

第8条 (退 会)

本会を脱退しようとする者は、別に定める退会届を会長に提出するものとする。

2. 会員が死亡した時又は第3条の区域内に住所を有しなくなった時は、退会したものと
する。

第9条 (資格停止)

会員が本会の会則を著しく逸脱した行為があった時、又は本会の名誉を毀損した時は、総会に諮った上で、その者の資格を停止することが出来る。

第3章 役 員

第10条 (役 員)

本会には、次の役員を置く。

- | | | | |
|------------------|---------|---------|---------|
| (1) 会 長 (代表者)1 名 | (4) 会 計 | 4 名以内 | |
| (2) 副 会 長 | 3 名以内 | (5) 理 事 | 2 0 名以内 |
| (3) 部 長 | 8 名以内 | (6) 監 事 | 3 名 |

第 11 条 (役員を選任)

役員は総会において、会員の中から選任する。

2. 役員は、相互に兼ねることは出来ない。

第 12 条 (役員職務)

会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理又は代行する。
3. 部長は担当部を統括すると共に会長、副会長を補佐する。
4. 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
5. 理事は各部に所属し、部長と共にそれぞれの会務を行う。
6. 監事を除く各役員は、役員会を構成する。
7. 監事は、地方自治法第 260 条 12 に規定する次の職務を行う。
 - ①財産状況を監査すること ②代表者の業務執行を監査すること
 - ③財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは会則に違反し、又は著しく不当な事項があると認めえる時は、総会に報告すること
 - ④前号の報告するため、必要がある時は、総会を召集すること

第 13 条 (役員任期)

役員任期は 1 年とする。但し、再選を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期とする。
3. 役員は辞任又は任期が満了した場合にあっても、後任者が就任する迄の間は、その職務を引続き行なわなければならない。

第 14 条 (相談役)

本会は相談役を置くことが出来る。

2. 相談役は役員会の決定により、年度毎に会長が委嘱する。
3. 相談役は役員会の要請を受けて出席し、諮問された事項、その他意見を述べる事が出来る。

第 15 条 (役員解任)

役員が次の各号の何れかに該当する時は、総会において会員の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することが出来る。

- (1)心身の障害により、職務の執行が不可能と認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったと認められるとき

第 4 章 会 議

第 16 条 (会議の種類)

本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

第 17 条 (会議機能)

総会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- (1)事業報告及び決算の承認
- (2)事業計画及び予算の決定
- (3)会則の改廃

- (4)役員を選任 (5)その他重要事項
2. 役員会は次の事項を審議処理する。
- (1)総会に付議すべき事項 (2)総会で役員に委任した事項 (3)会の運営に必要な事項

第18条 (会議の開催)

通常総会は、毎年1回毎事業年度終了後2ヶ月以内に召集する。

2. 臨時総会は、次の何れかに該当する場合に開催する。
- (1)会長が必要と認めたとき
- (2)会員の5分の1以上の請求があったとき又は、役員会の請求があったとき
- (3)監事が会則第12条7.項④の規定により招集するとき

第19条 (総会の招集)

総会は、前条第2.項(3)に規定する場合を除き、会長が招集する。

2. 総会を招集する場合は、会員に対し会議の目的及びその内容、日時、場所を明示し、開催日の(5日以上)前までに文書によって通知しなければならない。

第20条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

第21条 (総会の定足数)

総会は、会員の半数以上の出席がなければ開催出来ない。

第22条 (総会の議決)

総会の議事は、この会則に定めるほか、出席した会員の過半数で決定する。
但し、可否同数の時は議長が決定する。

第23条 (総会における書面表決等)

止むを得ない理由により、総会に出席出来ない会員は、予め通知された議案について書面を以って表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。
この場合は、前22条の適用は出席したものとする。

第24条 (総会の議事録)

総会の議事については議事録を作成し、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 総会の日時、場所 (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数 (書面表決者及び表決委任者について、その旨を付記)
- (4) 議事事項 (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録には、議長及び会議で選任された議事録署名者2名以上が署名押印をしなければならない。

第25条 (役員会の開催)

役員会は、会長が必要と認めた時、又は役員3分の1以上から会議の目的事項を明示して、請求のあった時開催する。

第26条 (役員会の招集)

役員会は会長が招集する。

2. 役員会を招集する場合は、役員に対し会議の目的及び内容、並びに日時、場所を明示して、開催日の7日前までに文書で通知しなければならない。
但し、役員全員の同意がある時は、招集の手続を経ることなく、開催することが出来る。

第 27 条（役員会の議長）

役員会の議長は、会長がこれに当る。

第 28 条（役員の設定数）

役員は、役員数の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

第 29 条（役員会の議決）

役員会の議決は、出席した役員数の過半数の同意を以って決し、可否同数の時は議長が決定する。

第 30 条（役員会における書面表決）

止むを得ない理由の為、役員会に出席出来ない役員は、予め通知された事項につき、書面を以って表決することが出来る。

この場合において前条の規定については、出席したものとみなす。

第 31 条（役員会の議事録）

役員会の議事録は、第 24 条の規定を準用する。この場合は、同条中の総会は役員会、会員は役員、書面表決者及び表決委任者は、書面表決者とそれぞれ読み替えるものとする。

第 5 章 資産及び会計

第 32 条（資産の構成）

本会の資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 活動から生ずる収入
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他収入

第 33 条（資産等の管理及び処分等）

本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決を経て定める。

2. 本会の資産で第 32 条(1)の資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において 4 分の 3 以上の議決を要する。
3. 本会の費用は、資産を以って支弁する。

第 34 条（事業年度）

事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 35 条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会の決議を経て決定するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後予算が総会で議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決されるまでの間、前年の予算を基準として収入支出をすることが出来る。

第 36 条（事業報告及び収支決算）

本会の事業報告書及び収支決算書、貸借対照表、財産目録は会長が毎事業年度終了後、遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の総会の承認を得なければ成らない。

第 37 条（長期借入金）

本会が資金の借入れを行おうとする場合は、その理由を明かにし、総会において会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第6章 会則の変更及び解散

第38条（会則の変更）

この会則は総会に置いて総会員の4分の3以上の議決を得、且つ鎌倉市長の同意を得なければならない。

第39条（解散及び残余財産の処分）

本会は次の理由により解散する。

- ①破産 ②鎌倉市長の認可取消 ③総会の決議 ④会員の欠乏
2. 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会の4分の1以上の同意を得なければならない。
 3. 解散時に有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、本会の類似の団体に寄付する。

第7章 雑則

第40条（実施規則等）

この会則に定めるものの他、この会則の実施に関して必要な規則は、役員会の審議を得た上で、会長が総会の議決を得て別に定める。

[付 則]

1. 平成19年2月4日の臨時総会において、選任された役員は、別紙役員名簿通りとし、その任期は平成19年4月中に開催する通常総会終了迄とする。
2. 平成19年3月末日の決算は、平成18年3月1日よりの13ヶ月とする。
3. この会則は平成19年2月4日より実施する。
4. この会則は平成21年4月19日より実施する。

西鎌倉住宅地自治会施行細則

B001-6

第1条（目的）

この細則は、西鎌倉住宅地自治会会則（以下会則という）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条（組織及び会務の内容）

会則第4条第2項に定める組織及びその担当業務は、次の通りとする。

- (1) 総務部
 - ① 会員数の把握並びに移動の処理
 - ② 会員台帳名簿の作成管理
 - ③ 救援救助の業務
 - ④ 戸番表示板に関する業務
 - ⑤ 募金に関する業務
 - ⑥ 文書管理
- (2) 防災部
 - ① 自主防災組織の編成、自主防災計画の立案・実施
 - ② 防災用具の棚卸、更新、購入、鎌倉市補助金の申請・請求
 - ③ 防災訓練の計画立案・実施
- (3) 防犯部
 - ① 防犯・安全の確保の為の自治会パトロール隊の統括
 - ② 防犯のための情報収集・広報
 - ③ 防犯灯の管理
 - ④ 電灯料補助金の申請
 - ⑤ 防犯責任者連絡所の住所変更届
 - ⑥ 防犯資材の購入管理
- (4) 環境衛生部
 - ① 住環境の維持向上
 - ② 道路の破損修理
 - ③ 交通標識の修理取替の陳情
 - ④ 空地の草刈依頼
 - ⑤ 家庭ゴミの分別指導
 - ⑥ クリーン・ステーションの適正配置
 - ⑦ 衛生管理の指導
 - ⑧ 路上の煙草吸殻・雑草撤去・清掃指導
 - ⑨ 有害動物駆除の陳情及びそれらに対する薬剤の配布

(5) 文化部 ・ 会員の文化・スポーツ活動の振興を図ると共にそれらへの補助

(6) 広報部 ・ 「西鎌倉だより」の編集・発行、広報板の維持及び掲示板の管理

(7) 会計部 ・ 会計の出納事務の処理、会計に必要な書類の管理

(8) 防災委員会 ・ 区域内の防災に関する計画・立案及び防災方針決定

(9) 防犯委員会 ・ 区域内の防犯に関する計画・立案及び防犯方針決定

(10) 環境委員会 ・ 区域内の環境保全について各部との調和を図り、意見を審理

(11) 西鎌倉基金管理委員会 西鎌倉基金の管理・運用、運用益の保管並びに出納業務

(12) 西鎌倉自治会館管理委員会 西鎌倉自治会館の運営・管理

(13) 防犯カメラ管理委員会 防犯カメラの管理、維持、運用

2. 必要ある時は、役員会の決定により専門部会を設けることが出来る。

3. 専門部会の設置については、次の通りとする。

(1) 専門部会は、役員会の特命事項について調査・企画・立案の上、役員会に報告する。

(2) 専門部会の構成と任期は次の通りとする。

ア) 部会は役員会理事4名以上（以下理事委員と称する）で構成し、必要に応じて自治

会会員中より数名部会員（以下専門委員と称する）として、役員の決議を得て、自治会長が委嘱する。

- イ) 専門委員は、理事委員以外の自治会役員に委嘱してもよい。
- ロ) 専門部会には、部会長1名、幹事1名を置き、部会長は理事委員の互選とし、幹事は理事委員、専門委員の互選とする。
- エ) 委員の任期は、理事委員は任期中とし、専門委員はその都度決める。但し、専門委員は重任出来るものとする。

4. 本細則第5条第2項の街区（ブロック）長の任務は次の通りとする。但し、実施については、執務要項による。

- (1) 防犯責任者として、自治会パトロール隊に参加する。
- (2) 自主防災組織の一員としての役割
- (3) 会員移動の場合の手続き
- (4) 近隣住環境の手続き
- (5) 「西鎌倉だより」回覧物の配布
- (6) 各種イベントの参加
- (7) 街区表示板等の管理
- (8) 会費未納者の会費の徴収

第3条（会員の資格と単位運営）

本会の会員の資格は、会則第5条に定められているが世帯主を以ってその世帯の代表者とし、1単位として運営するものとする。

第3条の2（入会、退会等）

会則第6条の入会申込書、第8条の退会届および世帯主に変更が生じたときは、別紙様式第1号の会員移動届によるものとする。

2. 前項の届出を受けた街区（ブロック）長は、速やかに地区長へ、地区長は総務部へ回送しなければならない。

第4条（会費）

会則第7条に規定する会費は、会員に属する世帯を代表する者及び次の基準に該当する者が納入する義務を負う。

- (1) 一区画の敷地に二軒以上の住宅が建っている場合は、個別に納入する。
- (2) 一軒の住宅に二世帯以上が居住している場合で、以下に該当する場合は、次の通りとする。
 - ア) 各世帯の使用部分が独立している場合は、各世帯が納入する。
 - イ) 各世帯の使用部分が独立していない場合、親子関係でない場合は、各世帯別に納入する。
- (3) 共同住宅の場合は、各戸別に納入する。
- (4) 二戸以上の家屋（住居、店舗、事務所等）を所有する場合は、各戸別に納入する。
- (5) 貸家の場合、一年以内の短期の場合は、所有者若しくは借主が、一年を超える場合は借主が納入する。

2. 会費は会員一世帯当り年額 3,300 円とし、賛助会費は年額一口 3,300 円とする。

但し、10月1日以降に入会した場合は、一世帯当り1,800円とする。

3. 会費は毎年4月、前項に規定する場合は、10月にそれぞれ1年又は半年分を1回払いとし、原則として自治会が指定する金融機関に届けた会員口座より、自動替払いとする。但し、第2項の期間中に入会した場合は、その月分から1年分乃至半年分を納入するものとする。

第5条（役員を選出）

監事を除く役員は、一つの丁目に偏在しないようにする為、別表に定める地区に分け、更に地区を街区(ブロック)に分ける。

2. 別表に従い街区毎に街区(ブロック)長を置く。
 - (1) 街区(ブロック)長は、原則として入居順とする。

但し、その街区の事情により、数年程度順序をずらすことが出来る。
 - (2) 特に要看護病人、要介護者、心身障害者、肢体不自由者、及びそれ等の配偶者や付添人、誰が見ても自治会会務を行うのに不相当と判断されるような場合、街区(ブロック)内の協議と役員会の承認により、選出の対象から除くことが出来る。
3. 地区長は別表に従い、地区内街区(ブロック)長の回り持ち、互選、選出により選出する。
4. 街区(ブロック)長、地区長の任期は1年とする。
5. 地区長及び街区(ブロック)長が、任期中止むを得ざる事情によって交代する場合は、役員会の承認事項とする。
6. 各丁目の地区長の協議により、会長候補者を1名、各部長候補者を各1名宛選出する。即ち1, 2, 4丁目からは部長候補者各6名、3丁目からは部長候補者4名を選出する。
7. 監事候補者は前期の副会長より選出する。
8. 各丁目から選出された会長候補の内、総会で会長に選出された者を除く他の会長候補者は、副会長に就任するものとする。
9. 副会長は、防災・防犯委員長、環境委員長、西鎌倉自治会館管理委員長をそれぞれ担当するものとする。
10. 総会で選出された各部長、理事は次の通り会務を分担する。

(1) 総務部(部長1)(理事3)	(5) 文化部(部長1)(理事3)
(2) 防災部(部長1)(理事1)	(6) 広報部(部長1)(理事2)
(3) 防犯部(部長1)(理事2)	(7) 会計部(部長1)(理事2)
(4) 環境衛生部(部長1)(理事2)	

第6条（常設委員会）

常設委員会の構成委員は次の通りとする。

(1) 防災委員会

① 防災担当副会長 ② 総務・防災・防犯・環境衛生・文化・広報・会計の各部長

(2) 防犯委員会

① 防犯担当副会長② 防犯・総務・防災・環境衛生・文化・広報・会計の各部長

(3) 環境委員会

- ① 環境担当副会長 ② 環境衛生・総務・防災・防犯・文化・広報・会計の各部長
- (4) 西鎌倉基金管理委員会
- ① 自治会会長、② 環境担当副会長、③ 総務・会計の両部長及び役員から1名の5名と前期役員（継続委員という）2名の計7名とする。
- (5) 西鎌倉自治会館管理委員会
- ① 自治会館管理担当副会長、② 文化・広報・会計の各部長及び ③ 福寿会、④ 西鎌倉住宅地子ども会、⑤ 西鎌倉たすけあいの会、⑥ 西鎌倉あいの会⑦ 近隣住民の各代表者
- (6) 防犯カメラ管理委員会
- ①自治会会長、②防犯担当自治会副会長、③自治会防犯部長、④自治会防犯部理事2名、⑤継続委員2名（前年度防犯担当自治会副会長及び前年度防犯部長）

第7条（紙上総会）

臨時総会にあって必要と認められる軽微な事項については、「西鎌倉だより」での紙上総会によることが出来る。

2. 紙上総会では、回答数の過半数で決定する。但し、同数の時は会長が決定する。

第8条（役員会）

会則26条第2項の但し書きの場合は、原則として毎月第一日曜日午前中に開催することとする。

第9条（部長会）

会長は役員会の開催に先立って、必要と認めた事項、又は部長の3分の1以上から問題の提起があった場合、それらの問題を審議するため、部長会を招集することが出来る。

2. 部長会は開催日の1週間前までに審議すべき事項、日時及び場所を各部長に通知しなければならない。

第10条（街区「ブロック」長会）

会長は役員会の決定または、必要と認めた事項につき、街区(ブロック)長に示達、協力等を求める場合に街区(ブロック)長会を開催することが出来る。

2. 前項の場合、少なくとも開催日の1週間前までに審議すべき事項、日時及び場所を通知しなければならない。

第11条（書記）

当会には書記を置くことが出来る。

2. 書記は地区長の互選により決定し、毎年度会長が委嘱する。
3. 書記は役員会・総会及び特別集会の議事を記録する。

第12条（細則の変更）

この細則は役員会の決議により改定することができる。ただし、第4条（会費）の変更等役員会が総会に付議すべき重要事項と判断する場合には、総会に付議する。

第13条（その他）

この細則に規定されていないものについては、必要に応じて役員会で決定する。

付 則

1. この細則は、平成19年2月4日から施行する。
2. 平成21年10月4日改正。
3. 平成24年4月22日改正。第4条2項、第12条、第13条
4. 平成24年11月4日改正。第2条1項、4項、第5条10項、第8条
5. 平成26年4月27日改正。第2条及び第6条に、新たに防犯カメラ管理委員会を追加
6. 平成30年11月4日改正。第6条（5）に、新たに西鎌倉あいあいの会の代表者を追加
7. 平成30年12月2日改正。新設する防災部に関する事項について、第2条、第5条及び第6条の条文の修正を行った。平成31年4月21日施行。